

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番1号  
株式会社サイバー・バズ  
代表取締役社長 高 村 彰 典

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月17日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月18日（水曜日）午前10時  
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
  2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号  
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階ボールルーム  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第14期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第14期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                             |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件                            |
| 第3号議案 | 取締役及び監査役に対するストック・オプションの報酬等の額及び内容決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.cyberbuzz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新興国経済の先行きや米中間における外交及び政策変化をはじめ、地政学リスクへの警戒感など、外的環境の不確実性があったものの、企業収益の回復や雇用環境の改善などを背景とし緩やかな拡大を続けております。

当社グループが事業展開を行う2018年の国内インターネット広告市場は、前年比16.5%増の1兆7,589億円(注1)と推計され、引き続き10%を超える成長を維持しております。また、2018年の国内インフルエンサーマーケティング市場は、前年比25.1%増の219億円と推計され、同市場規模は、2019年に267億円、2028年に933億円(注2)と2018年比4.2倍程度に拡大していくことが予測されております。

このような環境の中、当社グループでは「NINARY」「Ripre」「ポチカム」「to buy」といったInstagramを始めとした各SNSプラットフォームにおけるインフルエンサーを企業マーケティングへ活用する「インフルエンサーサービス」、企業の保有するSNSアカウントの企画・コンサルティングを含めた運用代行を行う「SNSアカウント運用」、「インターネット広告代理販売」及びInstagramに特化した戦略子会社「株式会社glamfirst」の4つのサービスを展開し、企業がSNSプラットフォームを通して消費者へ行うマーケティング活動を総合的に支援してまいりました。

サービス別売上高については下記の通りとなります。

インフルエンサーサービスについては、Instagramに対する需要の取り込みにより、売上高は1,282百万円(前期比28.6%増)となりました。

SNSアカウント運用においては、取引社数の増加と取引単価の上昇により、売上高は313百万円(同203.1%増)となりました。

インターネット広告代理販売においては、広告主の予算がインフルエンサーマーケティングへとシフトしたことから、売上高は855百万円(同15.4%減)となりました。

株式会社glamfirstにおいては、大手広告主からの予算拡大が続き、売上高は494百万円（同47.3%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,944百万円（前期比20.3%増）、営業利益433百万円（同85.6%増）、経常利益411百万円（同75.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益276百万円（同67.7%増）となりました。

（注1）出典：株式会社電通「2018年 日本の広告費」

（注2）出典：株式会社デジタルインファクト「インフルエンサーマーケティング市場規模2017年-2028年」

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は18百万円で、その主なものは2019年2月に宮崎県宮崎市に設立した地方拠点「宮崎オフィス」における設備5百万円、新規社内システムの構築に伴うソフトウェア6百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、2019年9月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により総額782百万円の資金調達を行いました。

## ④ 重要な企業再編等の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 11 期<br>(2016年9月期) | 第 12 期<br>(2017年9月期) | 第 13 期<br>(2018年9月期) | 第 14 期<br>(当連結会計年度)<br>(2019年9月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | —                    | 1,865,885            | 2,446,947            | 2,944,798                         |
| 経 常 利 益(千円)             | —                    | 147,832              | 234,953              | 411,459                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | —                    | 82,660               | 165,115              | 276,917                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)          | —                    | 27.09                | 54.11                | 90.39                             |
| 総 資 産(千円)               | —                    | 815,068              | 1,160,907            | 2,212,383                         |
| 純 資 産(千円)               | —                    | 513,507              | 678,623              | 1,738,460                         |
| 1株当たり純資産 (円)            | —                    | 168.28               | 222.39               | 508.10                            |

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。第12期及び第13期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 11 期<br>(2016年9月期) | 第 12 期<br>(2017年9月期) | 第 13 期<br>(2018年9月期) | 第 14 期<br>(当事業年度)<br>(2019年9月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 1,832,439            | 1,776,983            | 2,126,163            | 2,472,766                       |
| 経 常 利 益(千円)    | 140,352              | 134,585              | 129,872              | 246,202                         |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 75,695               | 73,667               | 93,105               | 166,112                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 24.81                | 24.14                | 30.51                | 54.22                           |
| 総 資 産(千円)      | 751,113              | 787,209              | 996,184              | 1,939,784                       |
| 純 資 産(千円)      | 430,847              | 504,514              | 597,620              | 1,546,653                       |
| 1株当たり純資産 (円)   | 141.19               | 165.33               | 195.84               | 452.04                          |

- (注) 1. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金     | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容            |
|---------------|---------|----------|--------------------|
| 株式会社glamfirst | 5,000千円 | 100.0%   | ソーシャルメディアマーケティング事業 |

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、ソーシャルメディアマーケティング事業における収益性の向上及び内部管理体制の強化を重点課題として取り組んでおります。

#### ① 自社サービスの強化

当社グループでは、ソーシャルメディアマーケティング事業において、「NINARY」「Ripre」「ポチカム」「SNSアカウント運用」「to buy」といった自社サービスの提供に注力しております。自社サービスとしてのオリジナルの広告商品の展開を行うことで、当社グループでしか提供できない価値をクライアント企業へ提供し、当社グループの競争力を高めることができるものと考えております。また、自社サービスの販売は、他社サービスの代理販売と比較し、利益率の高い商品であるため、事業上及び財務上の改善に繋がります。ソーシャルメディアマーケティングの特色としては、その技術進歩が非常に早く、新たなマーケティング手法やサービス形態が日々開発されていることが挙げられますが、当社グループでは、クライアントのニーズを満たすインフルエンサーの発掘・拡充・育成、サービスにおける機能充実、利便性の向上を図ることで、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」という当社グループのビジョンの実現に取り組んでまいります。また、自社サービスの強化として、代理店を経由せず、クライアントへ直接販売する販売ルートを強化するとともに、現状のクライアントの多くが属する化粧品及び日用品業界に加え、様々な業界に属するクライアントと幅広く取引できるよう拡大を図ってまいります。

② 新サービス等の開発体制の構築

インターネット市場の技術革新のスピードは非常に早く、またソーシャルメディアマーケティングにおいて、新たなサービスや競合他社が次々と現れます。当社グループでは、競合優位性の確保及び事業の拡充を図るため、新規広告商品やサービスの開発、投資を行っております。当該開発に際しては、システム開発の必要性や優秀な人材の拡充が必要となるため、迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行ってまいります。

③ 当社グループ及びサービスブランドの知名度向上

当社グループが今後も成長を続けていくためには、自社サービスの知名度向上により、インフルエンサーの拡充及びクライアント企業からの認知の拡大が必要不可欠と考えています。今後も費用対効果に注意を払いながらもプロモーション活動を強化してまいります。

④ 組織体制の整備

当社グループは、更なる成長を図る為に、成長フェーズにあった組織体制の確立と優秀な人材の確保、また確保した人員の早期育成の仕組みが不可欠だと考えております。採用活動の強化を図るとともに、社内研修制度、ノウハウの共有の仕組みの確立を行ってまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループは、インフルエンサー等の個人情報も多く取得しており、その情報管理を強化していくことが重要であるとと考えております。現在、個人情報管理規程を制定し、その取得・提供・管理についての方針を定めております。また、個人情報取扱いの専用の端末を設置し、アクセス権限者を限定した上で、アクセスログについても取得し、不正なアクセスがないか随時モニタリングを実施しております。また、個人情報以外のパーソナルデータとして、cookie情報や行動履歴情報等の取扱いについても、日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の「行動ターゲティング広告ガイドライン」を遵守した取扱いを実施しております。これらの施策により個人情報の取扱い等の管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステム整備などを継続的に行ってまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社グループといたしましては、コーポレート部門の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

⑦ 広告審査体制の整備

当社グループのソーシャルメディアマーケティング事業における広告手法は、クライアント企業の商品の体験等をインフルエンサーが各種SNSにおいて投稿、拡散するものですが、インフルエンサーによる当該投稿が広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に違反しないよう、当社では顧問弁護士への確認等により広告関連法令を網羅した厳格な広告審査基準を定め、全広告案件における投稿の審査を実施しております。広告審査体制としては、社内に専門の部署を設け、審査を実施している他、外部機関による審査も実施し、社内外での二重の審査を実施しております。また、当該外部機関と定期的な広告審査に関する会議を実施し、必要に応じて顧問弁護士等へ相談する体制を整えております。広告審査の結果、審査基準に抵触するインフルエンサーの投稿については、修正を依頼している他、インフルエンサーが適切な投稿を行うよう随時注意喚起を実施し、その法令遵守意識の啓蒙に努めております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際においても、広告審査体制の整備、対応を行ってまいります。

⑧ 法規制等の変動に対応する社内体制

当社グループの事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、それら規制の改正、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、ソーシャルメディアマーケティング事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これら対応を継続的に行ってまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

| 事業区分               | 事業内容                     |
|--------------------|--------------------------|
| ソーシャルメディアマーケティング事業 | ソーシャルメディアを中心とした広告マーケティング |

#### (6) 主要な事業所 (2019年9月30日現在)

##### ① 当社

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 本社     | 東京都渋谷区桜丘町20-1   |
| 分室     | 東京都渋谷区道玄坂1-20-8 |
| 宮崎オフィス | 宮崎県宮崎市橘通東1-7-4  |

##### ② 子会社

|               |               |
|---------------|---------------|
| 株式会社glamfirst | 東京都渋谷区桜丘町20-1 |
|---------------|---------------|

#### (7) 使用人の状況 (2019年9月30日現在)

##### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分               | 従業員数         | 前連結会計年度末比増減  |
|--------------------|--------------|--------------|
| ソーシャルメディアマーケティング事業 | 104 (21.9) 名 | 15名増 (4.6名増) |

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

##### ② 当社の使用人の状況

| 従業員数        | 前事業年度末比増減    | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|--------------|-------|--------|
| 95 (19.9) 名 | 15名増 (3.4名増) | 29.0歳 | 2.5年   |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年9月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,421,500株
- ③ 株主数 1,458名
- ④ 大株主

| 株 主 名                         | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|----------|---------|
| 高 村 彰 典                       | 862,400株 | 25.21%  |
| 株式会社デジタルガレージ                  | 770,000  | 22.50   |
| 株式会社サイバーエージェント                | 600,000  | 17.54   |
| 株式会社マイナビ                      | 300,000  | 8.77    |
| ユナイテッド株式会社                    | 135,000  | 3.95    |
| 株式会社SBI証券                     | 88,600   | 2.59    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株式会社(信託口) | 52,400   | 1.53    |
| 楽天証券株式会社                      | 49,900   | 1.46    |
| 豊証券株式会社                       | 27,000   | 0.79    |
| 和田 瑞 樹                        | 23,500   | 0.69    |

### ⑤ 株式に関する重要な事項

当社は、2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は2,990,470株増加しております。当社は2019年9月19日付で東京証券取引所マザーズ市場へ株式を上場しておりますが、この上場にあたり、2019年9月18日を払込期日とする公募増資により発行済株式総数は370,000株増加しております。

また、2019年2月14日開催の臨時株主総会決議により、2019年2月23日付で定款の変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第1回新株予約権                                       | 第3回新株予約権                                    |
|------------------------|-------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2014年3月3日                                      | 2018年5月31日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 9,850個                                         | 950個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 492,500株<br>(新株予約権1個につき50株)               | 普通株式 47,500株<br>(新株予約権1個につき50株)             |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>10,000円<br>(1株当たり 200円)          | 新株予約権1個当たり<br>41,000円<br>(1株当たり 820円)       |
| 権利行使期間                 |                   | 2016年3月4日から<br>2024年3月3日まで                     | 2020年6月1日から<br>2028年5月24日まで                 |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                          | (注) 1                                       |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 9,850個<br>目的となる株式数 492,500株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名        |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名           | 新株予約権の数 750個<br>目的となる株式数 37,500株<br>保有者数 2名 |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名           | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 1名 |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ①各新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
  - ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
2. 当社は、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整して記載しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2019年9月30日現在)

| 会社における地位 | 氏 名                      | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 高村 彰典                    | —                                                                                                                                                                                                                              |
| 常務取締役    | 近田 哲昌                    | ソーシャルメディアマーケティング事業管轄                                                                                                                                                                                                           |
| 取締役      | 和田 瑞樹                    | 本社機能管轄                                                                                                                                                                                                                         |
| 取締役      | 松本 浩介                    | KLab(株)社外取締役 (監査等委員)<br>(株)スタジオアタオ社外取締役 (監査等委員)<br>(株)キッズライン社外取締役<br>ピクスタ(株)社外取締役 (監査等委員)                                                                                                                                      |
| 取締役      | 蓮見 麻衣子                   | (有)エバーリッチアセットマネジメントファンドマネージャー                                                                                                                                                                                                  |
| 取締役      | 踊 契 三                    | ベリトランス(株)取締役<br>econtext Asia Limited Director<br>(株)イーコンテクト代表取締役社長<br>(株)アイリッジ取締役<br>(株)DG Technologies取締役<br>(株)DK Gate代表取締役社長<br>(株)デジタルガレージ取締役兼上席執行役員<br>SEVP フィナンシャルテクノロジー・セグメント管掌兼マーケティングテクノロジー・セグメント管掌<br>TDペイメント(株)取締役 |
| 常勤監査役    | 礒村 奈穂<br>(戸籍名：<br>田嶋 奈穂) | 公認会計士                                                                                                                                                                                                                          |
| 監査役      | 都 賢治                     | 税理士法人アルタス所長<br>(株)アルタス代表取締役<br>(株)チームスピリット社外取締役<br>(株)アイスタイル社外監査役<br>トレンダーズ(株)社外監査役<br>(株)グロービス監査役                                                                                                                             |
| 監査役      | 吉羽 真一郎                   | 潮見坂綜合法律事務所パートナー弁護士<br>(株)enish監査役<br>(株)スタジオアタオ社外取締役 (監査等委員)<br>ウォンテッドリー(株)社外取締役 (監査等委員)<br>(株)キッズライン社外監査役<br>(株)ハマイ社外監査役<br>フリーユ(株)社外監査役                                                                                      |

- (注) 1. 取締役松本浩介氏、蓮見麻衣子氏及び踊契三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役礒村奈穂氏、都賢治氏及び吉羽真一郎氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役礒村奈穂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役都賢治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査役吉羽真一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 代表取締役社長高村彰典氏は、2019年10月9日付で連結子会社の株式会社 glamfirstの代表取締役に就任しております。
7. 当社は、取締役松本浩介氏及び蓮見麻衣子氏、監査役磯村奈穂氏、都賢治氏及び吉羽真一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
8. 2019年2月14日開催の臨時株主総会において、踊契三氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。2019年9月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

| 地 位     | 氏 名                             | 担 当                        |
|---------|---------------------------------|----------------------------|
| 執 行 役 員 | 三 木 佑 太                         | 営業本部担当執行役員                 |
| 執 行 役 員 | 金 森 紘                           | システム開発本部担当執行役員             |
| 執 行 役 員 | 辻 孝 明                           | 事業開発本部担当執行役員               |
| 執 行 役 員 | 宮 本 悠 加<br>(戸 籍 名 :<br>東 田 悠 加) | 子会社 (株式会社 glamfirst) 代表取締役 |

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2) | 56,400千円<br>(2,400) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 9,600<br>(9,600)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(5)  | 66,000<br>(12,000)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給員数は、無報酬の取締役1名（うち社外取締役1名）を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年4月3日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2018年5月31日開催の臨時株主総会において、第3回新株予約権の割当日において算出される新株予約権750個の公正な評価額を報酬の額に追加すると決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年12月14日開催の第12回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、2018年5月31日開催の臨時株主総会において、第3回新株予約権の割当日において算出される新株予約権200個の公正な評価額を報酬の額に追加すると決議いただいております。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役松本浩介氏は、KLab株式会社及び株式会社スタジオアタオ、及びピクスタ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社キッズラインの社外取締役であります。株式会社キッズラインは、当社との間で営業取引を行っております。その他の会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役踊契三氏は、株式会社デジタルガレージの取締役 兼 上席執行役員SEVP フィナンシャルテクノロジー・セグメント管掌 兼 マーケティングテクノロジー・セグメント管掌、株式会社イーコンテクト及び株式会社DK Gateの代表取締役社長、ベリトランス株式会社、株式会社アイリッジ、株式会社DG Technologies及びTDペイメント株式会社の取締役、econtext Asia LimitedのDirectorであります。株式会社デジタルガレージは、当社のその他の関係会社に該当し、当社との間で営業取引を行っております。その他の会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役都賢治氏は、税理士法人アルタスの所長、株式会社アルタスの代表取締役及び株式会社チームスピリットの社外取締役、株式会社アイスタイル及びトレンダーズ株式会社の社外監査役、株式会社グロービスの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・ 社外監査役吉羽真一郎氏は、潮見坂綜合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社enishの監査役、株式会社スタジオアタオ及びウォンテッドリー株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社キッズライン、株式会社ハマイ及びフリー株式会社の社外監査役であります。株式会社キッズラインは、当社との間で営業取引を行っております。その他の会社と当社との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

|              | 出席状況及び発言状況                                                                                                                |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 松本 浩介  | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                            |
| 社外取締役 蓮見 麻衣子 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融アナリストとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                          |
| 社外取締役 踊 契 三  | 2019年2月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 礒村 奈穂  | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。              |
| 社外監査役 都 賢治   | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。             |
| 社外監査役 吉羽 真一郎 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。             |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 22,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、コンフォートレター作成業務等を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - (2) 法令違反行為等に関する内部通報制度を運用し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
  - (3) 内部監査担当者及び監査役は、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合しているか、会社の業務の適正が確保されているか監査する。
  - (4) 反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密情報管理規程、文書取扱規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) コンプライアンスの状況に関して継続的なモニタリングを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
  - (2) 危機発生時には、リスク管理規程に従い、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

- (2) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回開催する。また、取締役会の他、会社の機動的な経営のため、役員会を毎週1回開催し、取締役会で定められた事項を除く重要な事項について、効果的な経営執行を行う。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
- (2) 当社は、当社グループの管理に関する関係会社管理規程に従い、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行する。また、当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役及び上司その他の者からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか役員会及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- (2) 監査役は、必要があると認めるときは、取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。
- ⑧ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇・懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

(2) 監査役は、監査法人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行について

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

- ② リスク管理体制について

取締役、経営本部のリスク担当が連携し、リスク管理体制の強化、推進に努め、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に代表取締役に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

### ③ 内部監査の実施について

内部監査担当者にて、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程、ならびに業界団体の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査役会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査しております。また、内部監査担当者は、毎月1回、複数の部署及び当社グループ各社に対して内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、代表取締役に対し報告を行っております。

### ④ 監査役の職務の執行について

監査役3名（うち社外監査役3名）は、監査役会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

常勤監査役は、内部監査担当者と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各部署及びグループ企業各社の監査にあたり、内部監査担当者と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,071,545</b> | <b>流動負債</b>    | <b>473,922</b>   |
| 現金及び預金          | 1,509,032        | 買掛金            | 133,675          |
| 受取手形及び売掛金       | 484,156          | 未払金            | 104,020          |
| 電子記録債権          | 53,186           | 未払法人税等         | 108,451          |
| 貯蔵品             | 1,146            | その他            | 127,774          |
| その他             | 24,022           |                |                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>140,837</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>473,922</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>45,706</b>    | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 建物附属設備          | 27,732           | <b>株主資本</b>    | <b>1,738,460</b> |
| 工具、器具及び備品       | 17,974           | <b>資本金</b>     | <b>411,610</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>15,237</b>    | <b>資本剰余金</b>   | <b>411,610</b>   |
| ソフトウェア          | 13,450           | <b>利益剰余金</b>   | <b>915,240</b>   |
| ソフトウェア仮勘定       | 1,787            |                |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>79,893</b>    | <b>純資産合計</b>   | <b>1,738,460</b> |
| 繰延税金資産          | 24,259           |                |                  |
| 敷金及び保証金         | 54,419           |                |                  |
| その他             | 1,215            |                |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,212,383</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,212,383</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2018年10月1日から)  
(2019年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 2,944,798 |
| 売上原価            |         | 1,186,307 |
| 売上総利益           |         | 1,758,490 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,324,786 |
| 営業利益            |         | 433,703   |
| 営業外収益           |         |           |
| その他の            | 198     | 198       |
| 営業外費用           |         |           |
| 減価償却費           | 10,005  |           |
| 株式公開費用          | 2,000   |           |
| 株式交付費           | 10,302  |           |
| その他の            | 134     | 22,443    |
| 経常利益            |         | 411,459   |
| 特別利益            |         |           |
| 債務免除益           | 5,155   | 5,155     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 416,614   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 137,548 |           |
| 法人税等調整額         | 2,149   | 139,697   |
| 当期純利益           |         | 276,917   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 276,917   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2018年10月 1 日から )  
( 2019年 9 月30日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |           | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株主資本合計    |           |
| 当連結会計年度期首残高             | 20,150  | 20,150    | 638,323   | 678,623   | 678,623   |
| 当連結会計年度変動額              |         |           |           |           |           |
| 新 株 の 発 行               | 391,460 | 391,460   |           | 782,920   | 782,920   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |         |           | 276,917   | 276,917   | 276,917   |
| 当連結会計年度変動額合計            | 391,460 | 391,460   | 276,917   | 1,059,837 | 1,059,837 |
| 当連結会計年度末残高              | 411,610 | 411,610   | 915,240   | 1,738,460 | 1,738,460 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社glamfirst

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

- ・貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 1年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法

##### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

##### ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分で表示し、繰延税金負債は固定負債の区分で表示しております。

## 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社グループは、2020年2月に本社を移転することを予定しており、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の減価償却費は9,245千円増加しており、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 36,045千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,421,500株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 590,000株

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。これらは支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先審査・与信管理ガイドラインに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の取引先審査・与信管理ガイドラインに準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                 | 連結貸借対照表計上額  | 時 価         | 差 額 |
|-----------------|-------------|-------------|-----|
| (1) 現金及び預金      | 1,509,032千円 | 1,509,032千円 | －千円 |
| (2) 受取手形及び売掛金   | 484,156     | 484,156     | －   |
| (3) 電子記録債権      | 53,186      | 53,186      | －   |
| 資 産 計           | 2,046,376   | 2,046,376   | －   |
| (1) 買 掛 金       | 133,675     | 133,675     | －   |
| (2) 未 払 金       | 104,020     | 104,020     | －   |
| (3) 未 払 法 人 税 等 | 108,451     | 108,451     | －   |
| 負 債 計           | 346,148     | 346,148     | －   |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 508円10銭

(2) 1株当たり当期純利益 90円39銭

(注) 当社は、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,792,523</b> | <b>流動負債</b>    | <b>393,130</b>   |
| 現金及び預金          | 1,281,834        | 買掛金            | 120,895          |
| 受取手形            | 76,837           | 未払金            | 101,229          |
| 電子記録債権          | 53,186           | 未払法人税等         | 70,591           |
| 売掛金             | 344,205          | 未払費用           | 35,247           |
| 貯蔵品             | 1,146            | 前受金            | 16,863           |
| 前渡金             | 5,929            | 預り金            | 6,985            |
| 前払費用            | 15,895           | その他            | 41,318           |
| その他             | 13,487           |                |                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>147,260</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>393,130</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>45,706</b>    | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 建物附属設備          | 27,732           | <b>株主資本</b>    | <b>1,546,653</b> |
| 工具、器具及び備品       | 17,974           | <b>資本金</b>     | <b>411,610</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>15,237</b>    | <b>資本剰余金</b>   | <b>411,610</b>   |
| ソフトウェア          | 13,450           | 資本準備金          | 411,610          |
| ソフトウェア仮勘定       | 1,787            | <b>利益剰余金</b>   | <b>723,433</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>86,316</b>    | その他利益剰余金       | 723,433          |
| 関係会社株式          | 10,000           | 繰越利益剰余金        | 723,433          |
| 繰延税金資産          | 20,682           |                |                  |
| 敷金及び保証金         | 54,419           | <b>純資産合計</b>   | <b>1,546,653</b> |
| その他             | 1,215            |                |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,939,784</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,939,784</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2018年10月 1 日から )  
( 2019年 9 月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 2,472,766 |
| 売 上 原 価                 |        | 1,036,657 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,436,109 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,167,661 |
| 営 業 利 益                 |        | 268,448   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| そ の 他                   | 197    | 197       |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 減 価 償 却 費               | 10,005 |           |
| 株 式 公 開 費 用             | 2,000  |           |
| 株 式 交 付 費               | 10,302 |           |
| そ の 他                   | 134    | 22,442    |
| 経 常 利 益                 |        | 246,202   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| そ の 他                   | 5,155  | 5,155     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 251,358   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 83,745 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 1,500  | 85,245    |
| 当 期 純 利 益               |        | 166,112   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2018年10月 1 日から )  
( 2019年 9 月30日まで )

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |           |         |                     |         |           | 純資産合計     |
|-----------|---------|-----------|---------|---------------------|---------|-----------|-----------|
|           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金           |         | 株主資本合計    |           |
|           |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |           |           |
| 当 期 首 残 高 | 20,150  | 20,150    | 20,150  | 557,320             | 557,320 | 597,620   | 597,620   |
| 当 期 変 動 額 |         |           |         |                     |         |           |           |
| 新株の発行     | 391,460 | 391,460   | 391,460 |                     |         | 782,920   | 782,920   |
| 当期純利益     |         |           |         | 166,112             | 166,112 | 166,112   | 166,112   |
| 当期変動額合計   | 391,460 | 391,460   | 391,460 | 166,112             | 166,112 | 949,032   | 949,032   |
| 当 期 末 残 高 | 411,610 | 411,610   | 411,610 | 723,433             | 723,433 | 1,546,653 | 1,546,653 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② たな卸資産  
・ 貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物附属設備 1年～15年  
工具、器具及び備品 4年～10年
- ② 無形固定資産 自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法

#### (3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分で表示し、繰延税金負債は固定負債の区分で表示しております。

### 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2020年2月に本社を移転することを予定しており、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費は9,245千円増加しており、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

|                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額  | 36,045千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務 |          |
| 短期金銭債権              |          |
| 売掛金                 | 338千円    |
| 立替金                 | 12,191千円 |

### 5. 損益計算書に関する注記

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高  |          |
| 営業取引による取引高 |          |
| 売上高        | 22,803千円 |
| 仕入高        | 120千円    |
| 営業取引以外の取引高 | 60,840千円 |

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
該当事項はありません。

### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産    |          |
| 未払事業税     | 3,137千円  |
| 一括償却資産    | 3,529千円  |
| 減価償却超過額   | 4,807千円  |
| 未確定債務     | 5,560千円  |
| 資産除去債務    | 1,859千円  |
| 繰延資産償却超過額 | 1,015千円  |
| その他       | 772千円    |
| 繰延税金資産合計  | 20,682千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 20,682千円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類                             | 会社等の名称         | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係      | 取引内容       | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|--------------------------------|----------------|---------------------|----------------|------------|--------------|-----|--------------|
| その他の関係会社                       | 株式会社デジタルガレージ   | 被所有<br>直接 22.5%     | 役員の兼任<br>広告取引等 | 広告売上取引     | 733          | 売掛金 | 14           |
| 主要株主                           | 株式会社サイバーエージェント | 被所有<br>直接 17.5%     | 広告取引等          | 広告売上取引     | 221,030      | 売掛金 | 37,888       |
|                                |                |                     |                | 広告媒体の仕入取引  | 55,042       | 買掛金 | 151          |
|                                |                |                     |                | 仕入取消の雑収入取引 | 4,691        | -   | -            |
|                                |                |                     |                | 消耗品等       | 993          | -   | -            |
| 主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社 | 株式会社サイバーエース    | -                   | 広告取引等          | 広告媒体の仕入取引  | 143,828      | 買掛金 | 15,514       |
|                                |                |                     |                | 支払手数料      | 197          | -   | -            |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針に関しましては一般取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### (2) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称         | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係   | 取引内容      | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------|---------------------|-------------|-----------|--------------|-----|--------------|
| 子会社 | 株式会社 glamfirst | 所有<br>直接 100.0%     | 出向<br>広告取引等 | 広告売上取引    | 22,070       | 売掛金 | 324          |
|     |                |                     |             | 広告媒体の仕入取引 | 120          | -   | -            |
|     |                |                     |             | 全社運営費     | △60,840      | 立替金 | 12,191       |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針に関しましては一般取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 452円04銭

(2) 1株当たり当期純利益 54円22銭

(注) 当社は、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年11月19日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 太一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバー・バズの2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年11月19日

株式会社サイバー・バス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 太一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバー・バスの2018年10月1日から2019年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、株式上場に向けた体制の整備及び内部統制システムの構築・運用状況等に関する重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月20日

株式会社サイバー・バズ 監査役会

|              |    |     |   |
|--------------|----|-----|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 磯村 | 奈穂  | ㊟ |
| 社外監査役        | 都  | 賢治  | ㊟ |
| 社外監査役        | 吉羽 | 真一郎 | ㊟ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目的）<br/>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1.～12. （条文省略）<br/>（新 設）</p> <p>13. 経営コンサルタント業<br/>14. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業<br/>（新 設）<br/>（新 設）<br/>（新 設）</p> <p>15. 前各号に付帯する一切の業務</p> | <p>（目的）<br/>第2条 （現行どおり）</p> <p>1.～12. （現行どおり）<br/><u>13. 化粧品、健康食品及び衣類品等の企画、開発、販売</u><br/>14. （現行どおり）<br/>15. （現行どおり）</p> <p><u>16. 人材育成のための研修及びコンサルティング事業</u><br/><u>17. 投資業及び投資運用業に関する業務</u><br/><u>18. 投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務</u><br/>19. （現行どおり）</p> |

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br>三木 佑太<br>(1987年9月25日) | 2010年4月 株式会社サイバーエージェント入社 当社出向<br>2013年3月 当社マネージャー<br>2014年1月 当社プランニング局長<br>2014年4月 当社営業局長<br>2016年4月 当社執行役員 (現任) | —              |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 取締役及び監査役に対するストック・オプションの報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役については2006年4月3日開催の臨時株主総会において年額2億円以内、監査役については2017年12月14日開催の定時株主総会において年額5千万円以内とする旨ご承認をいただいておりますが、今般、当社の取締役及び監査役の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること、及び監査役の適正なる監査への意識の向上を図ることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、ストック・オプション付与のための報酬額を、当社の取締役については年額9千万円以内（うち社外取締役分は年額1千万円以内）、監査役については年額1千万円以内とすることにつき、ご承認をお願いいたします。各取締役又は各監査役への具体的な配分については、取締役については取締役会決議、監査役については監査役の協議において決定することといたします。

なお、取締役の当該ストック・オプション報酬額には、使用人としての給与は含みません。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）、監査役は3名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役は3名）、監査役は3名となります。

当社の取締役及び監査役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権は、以下のとおりであります。

#### (1) 発行する新株予約権の総数

取締役については306個（うち社外取締役分は34個）、監査役については34個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

#### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数を切り上げる。但し、その金額が割当日の終値（当日取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年以内の範囲で、当社取締役会で定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。
- ② 上記のほか、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本議案をご承認いただいた場合、当社の執行役員に対しても同様のストック・オプション制度を導入する予定です。

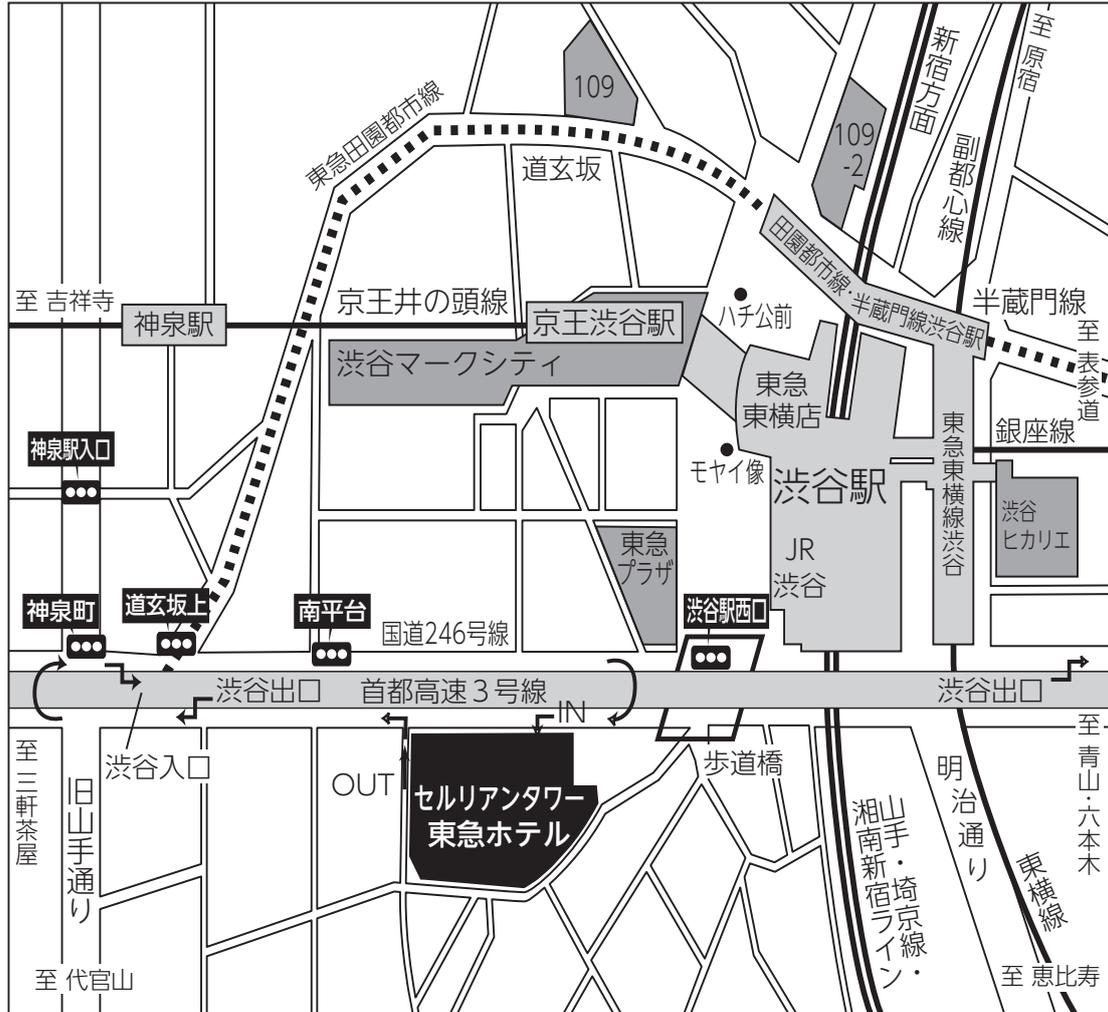
以上





# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町26番1号  
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階  
ボールルーム  
TEL 03-3476-3000 (ホテル代表番号)



交通 各渋谷駅より徒歩約5分

JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン

東急東横線、東急田園都市線

京王井の頭線

東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ副都心線

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。